

第5次大阪府障がい者計画における「障がい者文化芸術推進に関する計画」骨子（案）

資料2

第5次障がい者計画（後期）		障がい者文化芸術推進に関する計画（案）【法第8条に基づく】		
章	生活場面	目指すべき姿	法律条文より	具体的取組み（骨子）
1	地域を育む	多様な主体が協力し、すべての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育てている	文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大	●地域における鑑賞・創造・発表等の機会の創出、支援体制の整備
				●障がいの特性に配慮した情報保障
				●文化発信・交流の拠点としての文化施設の活動・内容の充実
				●ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進
2	地域やまちで暮らす	障がい者が地域で快適に暮らしている	文化芸術の鑑賞の機会の拡大	●まちのバリアフリー情報の提供 ●文化発信・交流の拠点としての文化施設の活動・内容の充実
3	学ぶ	障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる	文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 文化芸術活動を通じた交流の促進 関係者の連携協力	●支援学校における鑑賞、創造、発表、交流の場等の機会の創出
				●文化施設、社会教育施設等の活用
				●学校卒業後における学びの場の公表
4	働く	障がい者のある人が希望する様々なところで働き続けている	文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大 芸術上価値が高い作品等の評価・販売等に係る支援 文化芸術活動を通じた交流の促進	●市場への挑戦
5	心や体、命を大切に にする	障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる		※ 主に「医療」を受けることに関する章のため、なじまない。
6	楽しむ	障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している	文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大 芸術上価値が高い作品等の評価・販売等に係る支援 文化芸術活動を通じた交流の促進 相談体制の整備等 人材の育成等 関係者の連携協力 権利保護の推進	●地域における鑑賞・創造・発表等の場の機会の創出 ●文化芸術活動の評価の機会拡大 ●多様な人材の育成 ●相談支援の充実 ●様々な支援体制や環境整備にかかる取り組み ●有機的なネットワーク化や中間支援組織の展開、意見交流の場の設定 ●発表機会の提供に積極的に取り組む団体等の表彰の検討 ●文化芸術活動の取組事例の収集や保存の取組み（アーカイブ化） ●権利保護に関する知識の普及・意識の向上
				●地域における鑑賞・創造・発表等の場の機会の創出
				●文化財を守り、伝え、活かす取組み
7	人間（ひと）としての尊厳を持って生きる	社会の誰もが障がい者への合理的配慮を 実践し、障がい者が社会の構成員として 尊厳を持って生きていることを実感して いる	文化芸術の鑑賞の機会の拡大 権利保護の推進	●障がいの特性に配慮した情報保障 ●権利保護に関する知識の普及・意識の向上